

令和6年度
(令和7年度整備予定分)

東海村地域密着型介護サービス事業者及び
地域密着型介護予防サービス事業者
募集要領

令和6年12月

茨城県東海村

福祉部保険課介護保険担当

目次

1 公募の趣旨	…1ページ
2 公募内容	…1ページ
3 スケジュール及び手続き	…1～2ページ
4 応募資格	…2～3ページ
5 事業実施の条件等	…3～4ページ
6 応募手続き	…4～8ページ
7 応募に関する留意事項	…8～9ページ
8 事業者の選定について	…9～11ページ
9 問い合わせ	…11～12ページ

1 公募の趣旨

東海村では、第9期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「健やかに いきいきと 安心して 暮らせるまち」を基本理念として、高齢者が将来を見据えた時、健やかにいきいきと安心して住み続けられると思えるようなまちを目指すこととされており、施策目標3「適正なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する」とされている。この中で、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、新たに施設を誘致し、供給量を確保することとしているため、公募により施設の事業者選定を行う。

2 公募内容

施設種別	日常生活圏域	公募数	東海村内施設数
小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護(※1)	北部、南部いずれも可(※2)	1施設	北部 0 南部 0
認知症対応型共同生活介護(※1)		3ユニット×2施設(※3)	北部 1(2ユニット) 南部 1(2ユニット)

※1 サテライト型は不可とする。

※2 東海村の日常生活圏域は東海中学校区を北部、東海南中学校区を南部としている。学区については、下記の東海村公式ホームページを確認すること。

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/kosodate_kyoiku/sho_chugakko/2289.html

※3 1施設当たり3ユニット(定員の上限は27名)を上限とする。1ユニットのみの応募は不可とする。

3 スケジュール及び手続き

(1)スケジュールについて

以下の募集期間内に必要書類を提出すること。

内容	日程	備考
募集期間	令和6年12月11日(水)午前8時30分から 令和7年2月10日(月)午後5時15分まで	・後述の6(1)①「募集期間内に提出する書類」に掲げる書類を提出すること(※1)。
事前審査	令和7年2月19日(水)まで	・この期間までに、東海村で応募資格の確認を行い、プレゼンテーションの日程の連絡を行う。(※2)。
プレゼンテーション資料提出期限	令和7年2月25日(火)午後5時15分まで	・後述の6(1)②「募集期間後に提出する資料」に掲げる書類を提出すること。(※1)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月3日(月)から3月28日(金)まで ※日程は事前審査期間までに通知する。	・東海村役場内で実施する。 ・1応募者あたり、プレゼンテーション30分、ヒアリング15分で実施する。
事業予定者決定の通知	令和7年3月31日(月)まで	全応募者に可否を通知する

※1 募集期間中に書類を提出できなかった場合は、公募には参加できない。

※2 事前審査では応募資格や提出書類について審査を行い、応募資格を満たさない事業者及び書類

に不備がある事業者については、不合格とする。ただし、審査の結果については通知しないこととする。

(2)書類の提出について

提出については、下記宛てに郵送又は直接持参すること。

① 受け付け時間

・後述の6(1)①に掲げる「募集期間内に提出する書類」

募集期間中の平日午前8時30分から午後5時15分まで

※窓口延長の時間は受け付けを行わない。

※上記期間を過ぎた場合はいかなる理由があっても受け付けない。

※郵送の場合は、令和7年2月10日(月)午後5時15分までに必着とする。

・後述の6(1)②に掲げる「募集期間後に提出する書類」

令和7年2月25日(火)までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

※窓口延長の時間は受け付けを行わない。

※上記期間を過ぎた場合はいかなる理由があっても受け付けない。

※郵送の場合は、令和7年2月25日(火)午後5時15分までに必着とする。

② 提出先

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 東海村役場1階
福祉部保険課介護保険担当(地域密着型サービス担当) 宛

4 応募資格

応募事業者は次の全ての要件を満たすこととする。

① 応募事業者が法人であること。

② 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しない法人であること。

③ 募集期間の末日において、会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人でないこと。(東海村の入札参加資格は不要とする。)

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人及び個人でないこと。なお、事業予定者の決定等により、暴力団の活動に利すると認められた場合は、東海村暴力団排除条例第7条に基づき、当該決定を取り消すものとする。

⑥ 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たすこと。

⑦ 原則、令和7年度中に事業所の整備を完了し、令和8年度末までにサービスの提供が見込めること。

⑧ 法人及び代表者について、国税、県税、市区町村税に滞納がないこと。

- ⑨ 募集期間の末日において、東海村物品調達等契約に係る指名停止等の措置要領、東海村建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領及び東海村水道事業建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止及び排除を受けていないこと。

5 事業実施の条件等

応募事業者は以下の全てを満たすこと。

(1)敷地及び建物について

- ① 敷地及び建物は、各種法令及び開発規制等の基準を満たし、確実かつ適正に整備が可能であり、開発行為等の各種許可が必要な場合は、当該敷地での整備を確実に可能とする条件を満たしていること。
- ② 原則、敷地及び建物は自己所有であること。ただし、敷地や建物が自己所有でない場合は、所有者との確約書等を取り交わしていること。
- ③ 公道幅員4m以上の取付け道路(進入路幅員4m以上)を確保できること。
- ④ 公募申し込み後に整備予定地を原則変更しないこと。
- ⑤ 敷地は、東海村自然災害ハザードマップに記載されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に指定されていないこと。

※東海村ハザードマップ

<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/somminseikatsubu/bosaigenshiryokuanzenka/bousai/1/1402.html>

- ⑥ 建物は原則平屋建てとする。2階以上の場合はストレッチャーや車椅子が乗せられるエレベーターを設置し、エレベーターを駆動させるための非常用電源を確保すること。
- ⑦ 昭和56年の建築基準法改正前の古い耐震基準によって建てられた建物を使用する場合、耐震診断により新しい基準を満たしていると証明されたもの又は耐震工事が実施されたものであること。

(2)事業計画について

事業計画について、実現可能なものであり、資金計画と矛盾がないようにすること。

(3)資金計画について

- ① 資金計画の策定に当たっては、自己資金や金融機関からの借入金を基に策定すること。施設整備に関する補助金については交付が保証されたものではないことに留意すること。
- ② 資金計画は、施設整備時における資金計画、施設開所後の2年間の資金計画を策定すること。

(4)開設及び運営について

- ① 事業所の開設に当たっては、関係法令、条例及び基準等で定められた人員・設備等を確保すること。また、開設当初から安定したサービスを提供するため、それに必要となる体制を整備できるための十分な能力及び経験等を有していること。
- ② 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、それぞれ介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護も併せて実施すること。
- ③ 利用者、職員、近隣住民など全ての者に対して、開設した事業所を利用した宗教・政治・選挙活動等は行わないこと。

6 応募手続き

(1) 提出書類について

① 募集期間内に提出する書類

No	提出書類名	備考
1	東海村地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者公募申込書	・様式1 ・インデックスは「申込書」と記載
2	提出書類一覧	・目次(インデックスごとに作成) ・任意様式 ・インデックスは「目次」と記載
3	法人登記簿謄本(原本)	・申込書提出日前3か月以内に発行されたもの ・インデックスは「法人登記」と記載
4	法人の定款	・最新のもの ・インデックスは「定款」と記載
5	役員名簿	・様式2 ・インデックスは「役員名簿」と記載
6	事業所運営計画書	・様式3 ・インデックスには「運営計画」と記載
7	東海村地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業実施に関する誓約書	・様式4 ・インデックスには「誓約書」と記載

② 募集期間後に提出する書類

プレゼンテーション時にはこの書類で説明を行うこととし、様式は任意とするが、以下の記載項目について順番に記載し、記載する項目については、「記載内容」をよく確認して作成すること。なお、6(1)①「募集期間内に提出する書類」と同時に提出することも可とする。

No	記載項目	記載内容 「※」は記載にあたっての留意点
1	法人の理念・姿勢	法人の経営理念や方針が介護保険の理念に沿っているかについて、以下の①から③までについて網羅すること。 ①法人の理念 ②経営理念や方針に関して職員への周知方法 ③経営理念や方針に関して利用者への周知方法
2	運営実績・経験	介護保険サービス、医療又は他の福祉サービスの実績があるかについて、以下の①から③について網羅すること。 ①介護保険サービスの実績 ②医療または他の福祉サービスの実績 ③東海村内での①及び②の実績 ※①から③までのいずれについても、事業年数について記載。運営する全ての事業所に関する記

		載は不要。沿革的に記載することも可とする。
3	法人の経営状況	法人として適正な経営ができているかについて、以下の①、②の観点で記載すること。 ①過去2年間(令和4年度及び令和5年度)の当期純利益 ②①で赤字がある場合、その理由と長期的な経営への影響 ※損益計算書、貸借対照表などわかりやすい資料を用いて記載すること。 ※現在の経営状態を令和4年度、令和5年度決算を踏まえて説明し、赤字の場合は原因や分析結果について記載すること。
4	施設整備計画	施設整備計画が具体的であり、利用者や職員目線の施設計画になっているか。また、現地の状況踏まえて計画しているかについて、以下の①から⑤について網羅すること。 ①建築予定の施設の具体的なイメージ ※平面図までは求めないが、口頭だけでなくイメージ画像や簡易的な図面などでわかりやすく説明し、立地や周辺環境についても地図等を用いて記載すること。 ②施設及び設備 ※手すり、通路、避難経路など利用者目線を考えたことについて記載すること。 ③地域交流スペース ※地域住民等と利用者が交流できるスペースについて記載すること。 ④職員に配慮されたスペースや設備 ※休憩室や更衣室など職員専用スペースについて記載すること。 ⑤施設整備の完成までのスケジュール ※建築確認などの諸手続きの期間、建築期間などについて記載すること。
5	資金計画	施設整備に関する資金計画と、その後の運営に関する資金計画や補助金の活用について、以下の①から④までについて網羅すること。 ①施設整備に関して、事業費の試算額 ②①について、自己資金、借入金及び補助金の試算額 ※事業費(工事費、土地購入・土地賃借費、備品購入費、リース費、その他)について、自己資金、借入金及び補助金の活用について具体的な金額を用いて記載すること。 ③運営に関して、1年目及び2年目の事業費の試算額 ※運営開始、1年目及び2年目の運営に関する事業費(人件費、事務費、備品購入費、リース費、水道光熱費、その他)について、自己資

		金、借入金及び補助金の活用について具体的な金額を用いて記載すること。 ④③について、自己資金、借入金、補助金の試算額
6	職員の採用についての考え方や配置計画、職員確保の取り組みなど	職員確保、職員配置計画、職員の育成・研修・処遇及び職場環境について、以下の①から⑦までについて網羅すること。 ①職員確保の為の具体的な計画や職員の離職防止の具体的な取組 ②職員の配置計画 ※配置予定人数と人員基準を比較して、どれほど上回る配置をしているかについて記載すること。（他の事業所との連携も含めることとする。） ※人員基準について明記し、その上で配置予定人数を記載すること。 ③職員の配置計画に関する経験のある職員の配置 ※各職種1名以上が望ましい。 ※②に経験のある職員の配置についても加えること。 ④職員の育成の取組 ※職員の育成について具体的な取組について記載すること。 ⑤職員の研修計画 ※毎月1回以上が望ましい。 ※研修の大まかな内容を含めた研修計画について記載すること。 ※研修の開催時期は不要だが回数等は記載すること。 ⑥職場環境 ※施設整備時の職員への配慮している点について記載すること。 ※運営開始後の職場環境改善の取組について記載すること。 ⑦職員の具体的な処遇改善 ※賃金やキャリア形成などの取組について記載すること。
7	独自提案	1から6までの記載事項のほか、ハード面、ソフト面に関わらず、先進事例を参考にした取り組み、これまでの経験を生かした創意工夫や考え方など特色のある提案について記載すること。 ※記載に関する観点としては以下の通り例示する。 ・施設や事業用地を活かした取り組み ・地域との交流 ・利用者やその家族 ・職員の負担軽減や生産性向上 ・ICT機器やロボットなどの導入 ・職員の賃金や職場環境などの処遇改善 など

(2)提出部数について

1)募集期間内に提出する書類

正本1部, 副本8部(全てフルカラーで作成すること)

※正本には, 原本提出が求められているものを添付し, 副本は原本のカラーコピーとすること。

2)募集期間後に提出する書類

9部(全てカラーで作成すること)

(3)提出書類の作成方法について

1)募集期間内に提出する書類

- ① 提出書類の作成は, 日本語で記載し, 長さや面積の単位はメートル法を使用すること。また, 資金計画は千円単位で記載すること。
- ② 所在地等の地番, 住居表示は省略せずに記載すること。
- ③ 記載に当たっては, 確実に実施できる内容とし, 出来るだけ詳しく, 具体的かつ分かりやすい表現に努めること。指定がある場合を除き, 抽象的・理念的なもののみでは評価しないものとする。

2)募集期間後に提出する書類

- ① 提出書類の作成は, 日本語で記載し, 長さや面積の単位はメートル法を使用すること。また, 金額については千円単位で記載すること。
- ② 記載に当たっては, 確実に実施できる内容とし, 出来るだけ詳しく, 具体的かつ分かりやすい表現に努めること。指定がある場合を除き, 抽象的・理念的なもののみでは評価しないものとする。
- ③ 東海村が指定した書類以外にプレゼンテーションで使う書類がある場合は, その書類も含めて, プレゼンテーション時に使用する書類を全て提出すること。
- ④ 6(1)②「募集期間後に提出する書類」の「記載内容」に準じて作成すること。
- ⑤ 6(1)②「募集期間後に提出する書類」の「No」順に並べ, ページ番号をいれること。
- ⑥ 上記以外の作成方法は任意とする。

(4)提出書類の体裁について

1)募集期間内に提出する書類

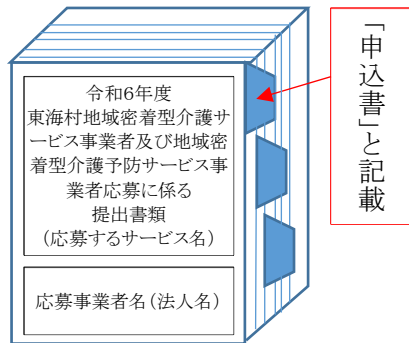
- ① 提出書類はA4縦版とすること。なお, 両面印刷は不可とする。正本, 副本ともに, 1部ずつに分けて同色のA4縦型のファイルに綴ること(ファイルの色は指定しない。)
- ② 6(1)①「募集期間内に提出する書類」の提出書類一覧に従いインデックス付きの仕切りカードを挿入し, インデックスに様式名の文字表記をつけること。
- ③ ファイルは, 表紙に「令和6年度東海村地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者応募に係る提出書類」, 「応募するサービス名」及び「応募事業者名(法人名)」を記載すること。

2)募集期間後に提出する書類

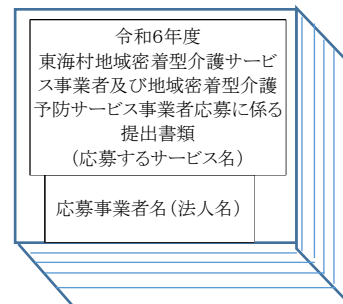
- ① 提出書類は原則A4横版とし, 図面等についてはA3横版で作成し, A4サイズに折りたたんで綴じること。なお, 両面印刷は不可とする。1部ずつに分けて同色のA4横型のファイルに綴ること(ファイルの色は指定しない。)
- ② ファイルは, 表紙に「令和6年度東海村地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護

予防サービス事業者応募に係る提出書類、「応募するサービス名」及び「応募事業者名(法人名)」を記載すること。

※6(1)①「募集期間内に提出する書類」の書類製本のイメージ



※6(1)②「募集期間内に提出する書類」の書類製本のイメージ



7 応募に関する留意事項

(1) 応募について

- ① 応募に伴い、応募事業者は本要領に記載する一切の事項を承諾したものとする。
- ② 6(1)①「募集期間内に提出する書類」及び6(1)②「募集期間後に提出する書類」の提出書類について、募集期間経過後の資料の追加提出、差し替え等の受け付けないものとする。ただし、募集期間内であれば、追加提出、差し替え等の受け付けは可能とする。
- ③ 提出された書類の内容を確認するため、東海村が追加資料等の提出を求める場合がある。なお、追加資料等が指定された期限までに提出されない場合は、応募を辞退したものとする。
- ④ 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たすとともに、応募前から施設整備に関わる関係機関と十分に協議を行うこと。
- ⑤ 提出書類は返却しないものとする。
- ⑥ 申込書作成、市場調査等の公募参加に伴う諸費用は、選定の可否に関わらず全額応募事業者の負担とする。
- ⑦ 事業予定者として選定された場合でも、事業所の指定が確定されたものではないことに留意すること。都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等に該当しない場合は、事業所の指定を行わないものとする。
- ⑧ 事業者決定までの選定状況に関しての照会等には一切応じないものとする。また、応募事業者やその関係者から照会等があった場合、その態様によっては選定対象から除外する。
- ⑨ 提出された書類の著作権は、応募事業者の帰属とする。ただし、東海村が必要と判断した場合や東海村情報公開条例などに基づき情報開示の対象となった場合には、応募事業者の許可なく、書類の内容を無償で使用及び複製できるものとする。
- ⑩ 応募事業者が「5 事業実施の条件等」を満たしていることについて、東海村が関係機関に確認する場合、提出書類を関係機関に提供できるものとする。
- ⑪ 記入漏れや書類の不備、不足等があった場合は、書類を受理することができないため、予め十

分な確認を行うこと。

⑫ 次に該当する場合は、審査を行うことなく、「不適」とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項の変更があった場合
- ・応募事業者及びその関係者が、東海村職員、東海村地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者審査選定委員会(以下「審査選定委員会」という。)の審査選定委員に対し、選定評価に係る働きかけを行った場合
- ・住民の疑念や不信を招くような行為をしたと認められる場合

(2)施設整備に関する補助金について

今回の施設整備に関しては、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金(以下「補助金」という。)の対象となるが、補助金の交付及び金額については保証しないものとする。

なお、補助金は、補助金活用を希望する事業予定者が東海村の指示する日までに申請し、その後茨城県の審査及び予算計上を経て、茨城県から交付決定を受けた場合に補助金が交付されるため、補助金の申請手続きを行うことで補助金の交付が保証されるものではない点について了承の上、応募書類を提出すること。また、補助金が交付されないことのみを理由に辞退を行うことがないようにすること。

(3)公募申し込み後の応募の辞退について

公募申し込み後に応募を辞退する場合は、辞退届出書(A4縦。両面印刷不可。任意様式)を提出すること。辞退届出書には、辞退することになった経緯や理由を記載の上、応募事業者名(法人名)及び印、法人代表者名及び印を記載・押印し、提出すること。

8 事業者の選定

(1)選定方法について

① 事業者の選定方法

事業者は、審査選定委員会で審査し、決定する。その後、参加事業者全てに選定結果の可否のみを電子メールにて通知する。

② 事前審査

6(1)①「募集期間内に提出する書類」については、提出された書類を基に事務局で審査を行う。評価点は最高30点とする。こちらについては応募事業者には結果等の通知は行わない。

また、応募事業者が「4 応募資格」、「5 事業実施の条件等」を満たしていることについても事務局で確認する。この結果については、令和7年2月26日(水)までに電子メールで事務局から応募事業者にプレゼンテーションの日程とともに通知するものとする。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定にあたり、審査選定委員会は、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。以下の点に留意の上、参加すること。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの評価点は最高150点とし、全審査選定委員の平均点を応募事業者の得点とする。

- ・出席者

出席者は4名以内とすること。また、ヒアリングも同日に行うため、法人の代表者(又は法人内の地域密着型(又は介護)サービス部門の責任者など法人及びサービスの内容を熟知している者)若しくは管理者就任予定者、及び建物の設計や資金計画・事業計画を熟知している者については必ず出席すること。

・実施方法

プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは15分以内で行うものとする。プレゼンテーションは6(1)②「募集期間後に提出する書類」の「No」順で行うこと。事務局では、スクリーン、電源及びテーブルのみ用意するものとし、その他プレゼンテーション時に必要なパソコン、プロジェクター等は応募事業者が持参すること。なお、プレゼンテーションの時間を超過した場合は、その時点で終了となり、ヒアリングに移行するものとする。

なお、6(1)②「募集期間後に提出する書類」のうち「No.2」及び「No.3」の説明については資料の記載のみで可とし、プレゼンテーション時の説明を省略することも可とする。また、プレゼンテーションの方法については原稿を読み上げる方法も妨げない。

④ 選定基準

6(1)①「募集期間内に提出する書類」及び6(1)②「募集期間後に提出する書類」の「記載内容」に沿って行う。

⑤ 事業予定者の決定

プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定基準に基づき採点を行い、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護については最高得点を獲得した事業者1法人、認知症対応型共同生活介護については最高得点を獲得した事業者及び次点の事業者の2法人を事業予定者として選定し、通知する。また、事業予定者に辞退があった場合は、次点の事業者を事業予定者として選定する。なお、基準点(事前審査の配点と、プレゼンテーション及びヒアリング評価の配点の合計の6割の点数である108点)を超える事業者がない場合は「選定事業者なし」とし、事業者の選定を行わないものとする。

(2)選定結果について

① 選定結果の通知

選定結果は、電子メールにより令和7年3月31日(月)までにプレゼンテーション及びヒアリング評価に参加した応募事業者全員に可否を通知し、併せて東海村公式ホームページに選定された事業者名、整備予定地及び合計得点を公表するものとする。選定されなかった事業者については、応募の有無を含め公表しないものとする。また、選定基準に係る各配点及び全ての応募事業者の審査内容、審査結果及び選定理由については、今後の地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る公募事務に支障を来す恐れがあるため一切公表しないものとし、選定された事業者がない場合も同様とする。

② 選定の取り消し

事業予定者が申し込み時に提出した資料、プレゼンテーション及びヒアリング等について、その内容に虚偽又は事実と著しい相違があると認められたときなど選定を受けた地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営が困難であると審査選定委員会が判断した場合

は、選定を取り消すこととする。また、事業予定者名は選定後に公表するため、選定結果を取り消す場合は、法人名・取り消し理由等についても公表するものとする。また、選定の取り消しを受けた場合に事業予定者が受けた損害についてはすべて事業予定者が負担することとし、東海村はいかなる理由があっても賠償等には応じないものとする。

(3)再公募について

応募がない場合又は選定の結果「選定事業者なし」となった場合には、再度公募を行うものとする。

(4)その他留意事項について

① 選定後の辞退

事業予定者として選定した後に辞退が生じると、東海村の行政計画全体に大きな支障を来すことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。また、事業予定者名は選定後に公表するため、辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表するものとする。辞退の手続きについては、東海村から指定する書類の提出及び審査をもって辞退と認めるものとする。また、東海村の要請に応じて関係機関等への辞退に至った説明を行うこととする。

② 選定後の近隣住民への説明

事業予定者となった場合、選定結果を受けてから工事開始前までに事業予定地周辺の住民に対し、事業予定者となったこと、事業計画や工事内容、スケジュールについての説明会を1回以上行うこと。さらに、工事開始直前に再度事業予定地周辺の住民に対して、工事開始に関する案内文書を作成し、各戸に投函するなどにより周知を行うこと。

※東海村の自治会について(東海村公式ホームページ)

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/machizukuri_somminkatsudo/somminkatsudo/jichikai/6639.html

③ 指定決定前の視察の受入れ

指定決定前に、東海村から工事状況確認や施設確認のための視察の要請があった場合は必ず応じること。

9 問い合わせ

問い合わせについては、以下の通りとする。なお、質問及び回答については必要に応じて、質問者情報を伏せた上で、東海村公式ホームページに公開するものとする。

(1)問い合わせ期間について

令和6年12月11日(水)午前8時30分から令和7年1月26日(日)午後5時15分まで

※期間内必着とする。(電子メールの受信日時で確認する。)

(2)問い合わせ方法について

問い合わせについては以下の点に留意し、電子メールで下記宛てに送信すること。不備がある場合は回答しないものとする。

・送信先の電子メールのアドレスは、kaigo@vill.tokai.ibaraki.jpとする。

・件名は「公募に関する質問」の後に法人名を明記すること。

例「公募に関する質問_医療法人●●会」

- ・宛名は「東海村福祉部保険課介護保険担当事業者審査選定委員会事務局」宛とすること。
- ・電子メール本文中に、問い合わせの内容を簡潔に記載し、質問者の法人名、所属部署、質問者氏名、電話番号及び電子メールのアドレスを記載すること。

(3)回答方法について

質問者に電子メールで回答する。電子メール受信日の翌日から原則7開庁日以内の回答を行うこととするが、質問の内容によっては、前述の限りではないものとする。

以上